

答申書

(答申第96号)

平成28年11月21日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、福井県知事（以下「実施機関」という。）が、第2の2に記載のとおり非公開決定をしたことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成28年1月26日付けで、福井県情報公開条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

平成28年の核燃料税更新にあたり、電力事業者と協議した際の資料や会議録などの文書一式

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年2月9日付け税第39号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(1) 公文書の名称

核燃料税の更新に関する説明会の資料および会議録（以下「本件対象公文書」という。）

(2) 公開しない理由

ア 条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当

県の内部における核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

イ 条例第7条第7号（事務執行情報）に該当

県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年2月15日、本件処分を取り消し、全部公開することを求めて、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 質問

実施機関は、平成28年5月13日付け税第282号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて、質問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、全部公開することを求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書および意見書で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

異議申立人が入手した情報によると、福井県は平成28年1月25日、納税総額の10分の1を超えて継続的に納税すると見込まれる「特定納税義務者」を対象に、説明会を開催した。核燃料税の課税対象者は、電力事業者の3者のみである。税率や課税の仕組みによほど大きな変更がない限り、県民に混乱が生じることは考えられない。

核燃料税などの「法定外普通税」を総務大臣が認めない「不同意3要件」の1つに、「国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」がある。そもそも福井県はこれまで「住民の負担が著しく加重となることはない」と主張し、核燃料税を更新してきた。また、福井県はすでに、廃炉後の原発にも課税する可能性を示している。県の主張に沿って考えるなら、県民が直接負担することではなく、しかも著しい加重ではない税金が、単に更新されるだけである。どういう理由で、どんな混乱が起きると予想されるのか、具体的に説明されたい。

福井県が廃炉原発に課税する新制度の導入に向け、電力事業者と協議していたことは、周知の事実であり、一定程度の情報を開示したところで、県民の間に混乱は生じないし、意思決定の中立性が不當に損なわれる恐れもない。

(2) 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

福井県情報公開条例は第8条で「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない」と規定している。本件処分に関しては、少なくとも説明会の「開催日」「開催場所」「出席者」などを公開することで、支障が出ることはあり得ない。

福井県が核燃料税の更新年に複数回、説明会を開くことは容易に想定できる。福井県は非公開の理由の1つを「県情報公開条例第7条第7号に該当」としているが、全部非公開にする根拠としては不適当と言わざるを得ない。

(3) 県の情報公開の姿勢について

前回の更新時に福井県は、運転停止中の原発にも課税できる「出力割」を導入し、従来と大きく異なる仕組みを取り入れたのに、個別協議などの記載がないのは、不自然というほかない。

福井県は、情報公開に極めて消極的かつアンバランスである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

核燃料税は全国最多の原子力発電所が立地する福井県が、全国に先駆けて創設した法定外普通税であり、原子力発電所の立地に伴う安全対策や民生安定、生業安定対策に活用されてきた。これまでも5年毎に見直しを行い、先駆的に研究し、新たな制度を作り上げてきた。

核燃料税の更新は新しい条例を制定するものであり、その時期の原子力発電所をめぐる状況を考慮し、その時々の要請に応じた制度を設計するものである。条例制定に向けた制度構築の検討の進め方についても、同様に従前のようにとらわれることなく、その時々の状況を考慮して決めるものである。

本件対象公文書には制度設計を行う際の背景、課題、県の考え方、説明会の日時、場所および出席者が記載されており、資料および会議録はそれぞれに独立した一体的な情報をなすものである。

特に、説明会の日時、場所、出席者等に関する情報を公にした場合、説明会がこれまでに、いつ何回開催され、どのような形で検討が進められているかなどが推測されるものである。

このような情報を公にした場合、このことがきっかけとなり、様々な方面から県や事業者に対して、核燃料税の更新に向けた検討がどのような段階であるか、また、どのような内容を検討しているかなどの問い合わせが強まるおそれがある。

このため、核燃料税の更新に向けた制度検討が進め方も含めて未確定である政策立案の初期の段階において、核燃料税の基本方針、基本的な考え方や検討の進め方などに関する様々な先入観や誤解により、外部から県や国などに対する様々な主張、行動、干渉等が生じるおそれがある。

また、原子力発電に関する国民的な議論が行われている中で、本件対象公文書に記載されている説明会の日時、場所および出席者に関する情報を公にすることによって、そこに特別の意味合いがあるのではないかとの意図せざる誤解、憶測により、県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせ、さらには、外部からの県や国などに対する様々な主張、行動、干渉等が生じるおそれがある。

上記で示した誤解、憶測などが生じる結果、制度構築に係る県内部における意思決定過程、核燃料税条例案が上程された県議会での審議・議決、総務大臣への新設協議後の同意等において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、事業者に対しても、上記と同様の理由により、外部から様々な主張、行動、干渉等が向けられることにより、事業者が県と率直な話し合いを躊躇するなどにより、県が核燃料税の制度構築を検討する上で必要不可欠な情報の提供等の協力を得られなくなるため、審議・検討に支障が生じるおそれがある。

なお、異議申立人は、「県が廃炉原発に課税する新制度の導入に向け、事業者と協議していたことは、周知の事実である」などと主張しているが、廃炉課税および使用済燃料課税について、県民に対して、県が考え方を明確に示したのは、平成28年2月県議会で議員の質問に答えたのが初めてである。

2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

本件対象公文書を公にした場合、「1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について」と同様の理由により、外部から事業者に対して様々な主張、行動、干渉等が向けられ、ひいては、事業者と県との信頼関係を損なうおそれがある。

また、このような情報を公にした場合、今後の核燃料税の更新において、事業者が県と率直な話し合いを躊躇するおそれがある。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり、事業者から必要な情報が得られなければ、県は制度として成り立ちはしないものを一方的に構築するおそれもあり、仮に制度が構築されても、今後の核燃料税の事務の執行に事業者の協力が得られないなどの支障が生じるおそれがある。

3 県の情報公開の姿勢について

以前に異議申立人が請求した公文書のうち平成23年の更新時におけるものは、個人に関する情報といった秘匿性のある非開示情報を除き公開している。本件に係る公文書においては、現段階において公開することによる不利益は上記に記したとおりであるが、核燃料税条例案が県議会での審議・議決を経て総務省からの同意を得た後であるならば、公開文書として公開可能なものは全て開示されることは過去の実績からも明らかなのであって、情報公開に関して消極的な姿勢を有しているものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報に該当することを理由に非公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、本件処分を取り消し、全部公開を主張したことから、以下、非公開情報の該当性について検討する。

2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議・検討等情報として公開しないと定めている。

核燃料税は、地方税法に規定する法定外普通税として、県がその必要性を判断し、独自に条例を定め、発電用原子炉の立地に伴う特別な財政需要に対応し、地方交付税で補填されない、残りの一般財源分の財政需要額を手当するために課税するものであり、更新の都度、その時々の要請に応じた新しい課税の仕組みを慎重に検討することとしている。また、条例制定に向けた制度構築の検討の進め方についても、同様に従前のこと方に

とらわれることではなく、その時々の状況を考慮して決めるものである。

本件対象公文書には、説明会の日時、場所、出席者、制度設計を行う際の背景、県の基本方針、基本的な考え方等が記載されており、資料および会議録はそれぞれ独立した一体的な情報をなすものである。

このうち、説明会の日時、場所、出席者等に関する情報は、説明会がこれまでに、いつ何回開催され、どのような形で検討が進められているかなどが推測されるものである。

このため、核燃料税の更新に向けた制度検討が内容に加えて進め方も未確定である状況においては、本件対象公文書の内容が公になることにより、核燃料税の基本方針、基本的な考え方や検討の進め方などに関する先入観や憶測から混乱が生じ、審議・検討における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

また、事業者に対しても、上記と同様の理由により、外部から様々な主張・行動・干渉等が向けられることにより、事業者が県と率直な話し合いを躊躇するなどにより、県が核燃料税の制度構築を検討する上で必要不可欠な情報の提供等の協力を得られなくなるため、審議・検討に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例第7条第6号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務執行情報として公開しないと定めている。

本件対象公文書を公にした場合、「2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について」と同様の理由により、外部から事業者に対して様々な主張、行動、干渉等が向けられ、事業者が県と率直な話し合いを躊躇するおそれがあり、ひいては、県と事業者との信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

のことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり、事業者から必要な情報が得られなければ、県は制度として成り立ちはじえないものを一方的に構築するおそれもあり、仮に制度が構築されても、今後の核燃料税の事務の執行に事業者の協力が得られないなどの支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書は、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

4 その他の主張

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書は、条例第7条第6号および同条第7号の非公開情報に該当し、非公開決定をした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 5月13日	・ 諮問書の受理
平成28年 5月23日	・ 審議（第1回）
平成28年 6月28日	・ 審議（第2回）
平成28年 7月26日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成28年 8月29日	・ 審議（第4回）
平成28年 9月28日	・ 審議（第5回）
平成28年 10月31日	・ 審議（第6回）
平成28年 11月21日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稻 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	